

9/1よ
改正

国民健康保険・老人健康保健係より

医療保険制度・老人

保健制度改正のお知らせ

(お問い合わせ ☎82-5714)

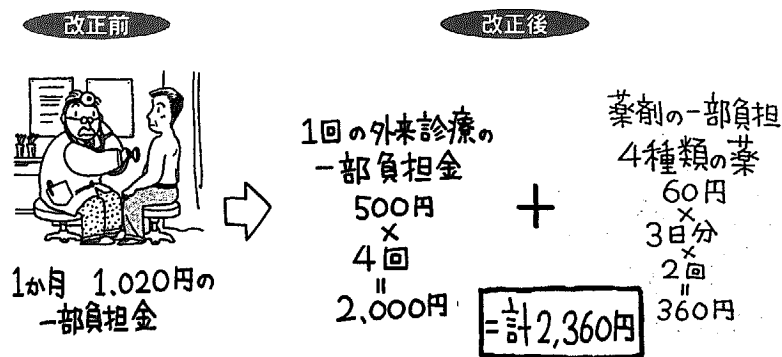
●窓口で支払う一部負担金

	改正前	改正後
外来	1ヵ月 1,020円	1日 500円 同じ医療機関において 1ヵ月4回まで負担し ます(最高2,000円)。
入院	1日 710円 老齢福祉年金受給者で 住民税非課税世帯の人 は1日300円(2か月間 の限度)です。	1日 1,000円 老齢福祉年金受給者で 住民税非課税世帯の人 は1日500円です(保 健衛生課で手続きが必要)。

老人保健の
一部負担金額が変わります。

例

70歳以上のおとしよりで同じ医療機関で4回外来診療を受け、4種類の内服薬を3日分、計2回もらった場合の1か月の費用は



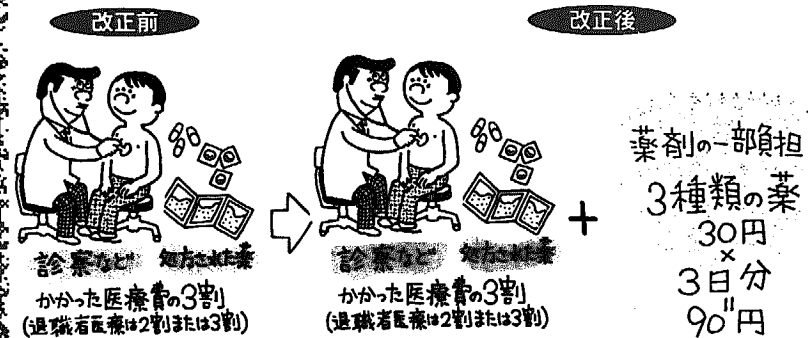
●外来時薬剤の一部負担

内服薬 (1日分)	外用薬 (1調剤分)
1種類……………0円	1種類……………50円
2～3種類……………30円	2種類……………100円
4～5種類……………60円	3種類以上……………150円
6種類以上……………100円	頓服薬 (1調剤分)
	1種類……………10円

※外用薬とは、皮膚や粘膜に塗ったり、貼ったりする薬です。頓服薬とは、解熱剤や鎮痛剤など何回にも分けなくて、必要ときに1回で飲む薬です。
※住民税非課税世帯等で老齢福祉年金を受けている人(保健衛生課で手続きが必要)および6歳未満の乳幼児は、上記の負担が免除されます。

例

国保加入者(老人保険は除く)が医療機関で外来診療を受け、3種類の内服薬を3日分処方してもらった場合に窓口で支払う費用は



外来時の薬剤費が
変わります。(国保加入者)